

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 1名
2. 雇用期間 令和8年4月1日又は5月1日～令和9年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 業務内容 （雇入れ直後）
 コミュニティソーシャルワーク（CSW）業務等（専門知識を活用して、地域において支援を必要とする人に対する見守りや専門的な相談援助等）及び社会福祉協議会の業務
 （変更の範囲）
 社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 （雇入れ直後）
 大阪狭山市社会福祉協議会
 大阪狭山市今熊1丁目85番地
 （変更の範囲）
 市役所南館、指定管理施設
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
 ①社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人もしくは受験資格を有する人または社会福祉協議会での業務経験や相談援助業務の経験のある人
 ②普通自動車運転免許（AT限定可）
6. 勤務条件等
 ○給与 208,400円（月額）
 このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規則に応じて支給
 ○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
 ※休日に勤務する場合は、振り替え
 ○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
 ○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
 ○小論文については、テーマ「コミュニティソーシャルワーカーの役割」について、400字詰原稿用紙2枚以内を書いて下さい。
 ○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出して下さい。
 ○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても結構です。（パソコン入力可）

8. 面接試験日及び場所

- 日 時 各応募者に電話連絡します。
- 場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
「さつき荘」
大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知 試験実施後7日前後
(全受験者に対し、合否にかかわらず通知します)

10. 採 用 令和8年4月1日又は5月1日 嘱託採用
(採用日については相談に応じます)
※試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消すことがあります。

11. 受験手続

- 受付期間 随時募集
- 提出書類 (1) 履歴書(写真貼付)
(2) 職務経歴書
(3) 小論文
(4) 運転免許証、資格証のコピーもしくは受験資格を有することを証明できる書類

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当(村田・古根川)
〒589-0005 大阪狭山市今熊1丁目85番地
TEL 072-367-1761